

さいと 市議会だより

政務調査費不適正支出報告

政務調査費は西都市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、交付されているものですが、昨年、誠に遺憾であります。前市議会議員による政務調査費の一部不正着服事件が発生いたしました。

本市議会はこの不祥事を受け、平成十八年度以降の全ての会派の政務調査費の見直しを行ったところ、新たに政務調査費の使途に不適正な支出が見つかりました。

政務調査費の原資が公費であることを考えれば、不適正な支出は決して許されるものではありません。

市民の皆様にご迷惑をお掛けいたしましたことについて、誠に申し訳なく、ここに深くお詫び申し上げます。

本市議会は、政務調査費に係る一連の不適正支出に関しての経緯を市民の皆様にご報告させて頂きたく、「さいと市議会だより（臨時号）」を発行させて頂きます。

西都市議会 議長 井上久昭

掲載内容

政務調査費と不正着服の経緯	… P 1
本年度作成した「政務調査費使途基準マニュアル」に基づき見直した不適正支出の経緯	… P 2
政務調査費の本年度からの対応	… P 2
会派別政務調査費不適正支出一覧表	… P 3
政務調査費に関する決議	… P 4
政務調査費不適正支出に伴う責任	… P 4

政務調査費とは

政務調査費は、地方自治法第百条第十四号及び第十五号に規定に基づき、西都市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し一人当たり月額一万五千元（年額十八万円）を交付されており、その使途については、研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報費等、規則で定める使途基準に従い使用することになっております。

また、政務調査費は年度毎に交付されているものですので、年度が終了すれば会派の代表者は、領収書等の証拠書類を添付して、年度終了日の翌日から起算して三十日以内に議長に対し収支報告書を提出することになっております。なお、交付額から支出額を差し引いた残余額が生じていれば市長に返還することとなっております。

政務調査費はあくまでも、議員の資質の向上を目的としているため、議員活動、選挙活動、後援会活動等に使うことはできなくなっています。

政務調査費の一部 不正着服の経緯

西都市議会の会派「政友会」の平成十八・十九・二十年度分の政務調査費について前議員による一部不正着服が明らかになりました。

この政務調査費の一部不正着服については、政友会独自の調査と、監査委員による監査において明らかになりました。不正着服の金額は平成十八年度分が十一万三千八百八十九円、平成十九年度分が十六万三千八百七十三円、平成二十年度分が三十七万二千七百七円の合計六十五万四千六百六十九円になりました。前議員は不正着服を認め、着服分を返還したのち、平成二十一年九月二十三日付で辞職願が提出され、同月二十四日の市議会において辞職が許可されました。

本市議会は、この事件を一個人の不祥事として留めることなく、真摯に受け止め、再発防止に向けて課題を明確にするため、平成十八年度、十九年度、二十年度に政友会に交付された政務調査費について、地方自治法第九十八条第二項による監査委員に対する監査請求を行いました。

これを受け監査委員による監査が実施され、平成二十一年十二月四日付けで監査結果報告書が議長に提出されました。なお、この監査報告の内容については先月発行いたしました「さいと市議会だより」に掲載をさせて頂いたところです。

本年度作成した「政務調査費使途基準マニュアル」に基づき見直した不適正支出の経緯

前議員の政務調査費一部不正着服を受け、西都市議会の各会派が自ら政務調査費の見直しを行ったところ、共産党を除く各会派において政務調査費の不適正支出が明らかになりました。

この政務調査費の見直しは、使途基準を詳細に規定した「政務調査費使途基準マニュアル」（本年度作成）に従って平成十八年度から二十年度の三年間分の見直しを行いました。

その結果、行政調査時における旅費、消耗品費・備品・広報費・資料購入費等で使途基準に合致しない不適正な支出が七十万二千五百三十三円見つかりました。また、平成十八年度

において会派で領収書の保存義務があるのに領収書の保存が無いものが五十九万九千一百円見つかりました。よって、合計で百三十万六千六百四十四円を不適正支出として、市長に対し返還を行いました。

政務調査費の 本年度からの対応

本市議会は、前議員の不正着服及び各会派の不適正支出に対し、本年度支給されている政務調査費について、支給額の三分の一に当たる一人当たり六万円の支出を凍結することを決めました。

また、政務調査費の使途基準について見直しを行い、使途基準を詳細に規定した「政務調査費使途基準マニュアル」を作成いたしました。

政務調査費の支出については、西都市議会政務調査費の交付に関する条例及び規則に定められている使途基準に基づいて支出しております。

今回作成しました「政務調査費使途基準マニュアル」は、規則に定められている使途基準をそれぞれの項目ごとに、政務調査費の支出について、具体的な参考例をあげて詳細に

規定をしたものです。
明確に、また詳細に記載した主なものとしては、

- ・宿泊、交通費等の適正な支出範囲の規定
- ・領収書等の証拠書類は、宛名は会派名とし、支出内容、数量等を明確に記載すること等、提出に当たつての注意点
- ・備品の管理及び取り扱い規定
- ・視察を行った場合、調査報告書・行程表の提出等であります。

平成二十年度 決算について

平成二十年度西都市一般会計歳入歳出決算については、政務調査費の不適正支出、健康管理課による不適正事務処理による委託料支払いミス、農林振興課による賃金の年度内未払いにより、平成二十二年二月十三日の臨時議会において「不認定」といたしました。

会派別政務調査費不適正支出一覧表（前議員着服分を含む）

会派名	年度	返還額等(円)	主な内容	備考	うち前議員着服分(円)
政友会	18	17,850	その他の経費(焼酎代)		
		113,889	その他の経費(消耗品等)		113,889
		86,361	調査旅費	領収書保存なし	
		4,800	資料購入費	"	
		16,305	その他の経費(消耗品等)	"	
		391,995	調査旅費	"	
		4,900	資料購入費(本代)	"	
		79,400	広報費(会派広報紙)	"	
	15,250	その他の経費(消耗品等)	"		
	19	31,378	調査旅費(秦野市等調査交通費)		
		22,740	その他の経費(焼酎代・消耗品等)		
		83,824	その他の経費(消耗品等)		83,824
		43,190	その他の経費(消耗品等)		43,190
		41,676	調査旅費(秦野市等調査交通費等・食事代)		
		31,378	調査旅費(秦野市等調査交通費等・食事代)		31,378
20	5,481	その他の経費(消耗品等)		5,481	
20	372,707	出納閉鎖後に納入されたもの		372,707	
計	1,363,124	領収書保存なし分599,011円・不適正支出分113,644円		650,469	

会派名	年度	返還額等(円)	主な内容	備考
公明党	19	4,482	調査旅費(交通費)	
		10,436	調査旅費(秦野市等調査交通費等・食事代)	
	20	19,280	その他の経費(デジタルカメラ)	
	計	34,198		

会派名	年度	返還額等(円)	主な内容	備考
新風会	19	3,731	調査旅費(飲食費)	
		21,000	その他の経費(旬刊宮崎購読料)	
	20	9,236	調査旅費(オホーツク流氷館入館料他)	
		42,089	調査旅費(宿泊費等)	
		21,000	その他の経費(旬刊宮崎購読料)	
	計	97,056		

会派名	年度	返還額等(円)	主な内容	備考
市民クラブ	19	2,488	調査旅費(飲食費)	
		4,375	資料購入費	
		21,000	その他の経費(旬刊宮崎購読料)	
		63,125	その他の経費(デジタルカメラ他)	
	20	4,136	調査旅費(オホーツク流氷館入館料他)	
		61,600	研究研修費(交通宿泊費)	
		28,059	調査旅費(宿泊費等)	
		21,000	その他の経費(旬刊宮崎購読料)	
	計	205,783		

会派名	年度	返還額等(円)	主な内容	備考
市政会	19	2,487	調査旅費(飲食費)	
		21,000	その他の経費(旬刊宮崎購読料)	
		35,700	事務所費(ホルダーケーススタンド他)	
		10,290	その他の経費(消耗品等)	
	20	7,840	調査旅費(オホーツク流氷館入館料他)	
		28,059	調査旅費(宿泊費等)	
		21,000	その他の経費(旬刊宮崎購読料)	
計	126,376			

会派名	年度	返還額等(円)	主な内容	備考
市民の会	19	67,650	広報費(印刷代・用紙代)	
	20	57,346	広報費(印刷代・用紙代)	
	計	124,996		

